

令和 8 年度

第 1 回 工 事 監 査 報 告 書

葛飾区監査委員

(写)

8 葛 監 第 8 9 号

令和8年10月13日

葛 飾 区 長

殿

葛飾区議会議長

葛飾区監査委員

坂 井 保 義

同

向 江 壽美恵

同

秋 家 聡 明

同

下 山 しんいち

令和8年度第1回工事監査の結果報告について

標記の件について、地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査結果を報告いたします。

目 次

	頁
第 1 工事監査の実施概要	1
1 監査の種類	1
2 監査実施期間	1
3 監査の対象	1
4 監査実施箇所	1
5 監査の実施内容	1
6 工事監査の項目及び主な着眼点	1
第 2 工事監査の結果	3
1 指摘事項	3
2 意見・要望事項	5
3 実地監査	7
第 3 まとめ	8
別紙 1 令和 8 年度第 1 回工事監査件名一覧	9

第1 工事監査の実施概要

1 監査の種類

(1) 監査の名称

令和8年度第1回工事監査

(2) 根拠法令

地方自治法第199条第1項及び第4項

2 監査実施期間

令和8年4月8日（水）から10月13日（火）まで

なお、実地監査は、5月25日（月）に小菅西公園スケートボード場設置工事、（仮称）葛飾区柴又地域観光拠点施設改修工事（昇降機設備含む）及び関連工事について実施した。

3 監査の対象

工事に係る業務（主に令和7年度工事及び委託）

4 監査実施箇所

施設部、都市整備部

なお、監査の工事等件名は、別紙1のとおり

5 監査の実施内容

葛飾区監査基準に準拠し、監査対象課から提出された関係書類等を調査するとともに、必要に応じて関係職員からの説明聴取等の方法により監査を実施した。

なお、実地監査については、監査対象課の提出資料をもとに、現場立会い及び関係職員からの説明聴取等の方法により実施した。

6 工事監査の項目及び主な着眼点

(1) 計画について

ア 事前の調査、研究が十分に行われているか。

イ 施設の目的や全体計画に照らして、工事の内容、規模、工法、施工時期及び工期等は適切か。

ウ 他の事業、工事との調整が十分に行われているか。

エ 工事実施前に必要な事務（使用許可等）は、適切に行われているか。

(2) 設計・積算について

ア 設計・積算は、法令、基準等に基づき適正に、かつ、合理的、経済的に行われているか。

- イ 設計は、安全性、使用性や将来の維持管理のしやすさなどに配慮されているか。
- ウ 設計図書（図面、仕様書、構造計算書、内訳書等）の整合性が図られているか。
また、施工条件等が的確に明示されているか。
- エ 設計数量は適正か。また、積算数量に相違はないか。
- オ 環境への配慮が十分に行われ、資源の有効活用等が図られているか。

（３）施工について

- ア 施工は、設計図書に基づき的確に行われているか。
- イ 工程、品質、安全等の管理は、適切に行われているか。
- ウ 工事監理及び工事監督は、適正に行われているか。
- エ 材料、出来高、しゅん工等の検査は、適正に行われているか。
- オ 設計が現場の実態に適合しない場合の変更協議等は、適時、適切に行われているか。
- カ 建設副産物の処理は適切に行われているか。

（４）業務委託について

- ア 設計及び工事監理等の業務委託の内容は適正か。
- イ 委託料の積算は適正か。また、その算出根拠は明確か。
- ウ 成果品の検査及び業務の履行確認は適切に行われているか。

第2 工事監査の結果

1 指摘事項

監査の結果、次のような不適切な事例が見られたので、所要の措置を講じるとともに再発防止に向けた取組を求める。

(1) 建築工事

ア 工事費の積算を適正に行うべきもの（5件全て営繕課）

(ア) 葛飾区立常盤中学校屋内運動場解体工事（葛飾区金町二丁目11番1号 工期：令和6年10月11日から令和7年5月30日まで 契約金額146,067,800円）は中学校の改築による屋内運動場解体工事である。

このうち、土間コンクリート解体費の単価を誤って計上していたため、約1,350,000円の過大積算になっていた。

工事費の算出に当たっては、適正な積算を行われない。

(イ)（仮称）葛飾区柴又地域観光拠点施設改修工事（葛飾区柴又七丁目19番14号 工期：令和6年10月11日から令和7年11月28日まで 契約金額789,966,540円）は既存建築物を活用した改修工事である。

このうち、工事請負契約変更において、原設計は補助梁で積算を行っていたが、経済的なアングル金物に変更したため、約2,000,000円の過大積算になっていた。

原設計時、詳細図はアングル金物、構造図は補助梁で相違していた図面を統一し、構造計算による安全の確認と経済性を検討すべきであった。

設計及び工事費の算出に当たっては、経済性を図る設計積算を行われない。

(ウ)（仮称）葛飾区柴又地域観光拠点施設改修工事（契約の概要は上記（イ）に同じ）は既存建築物を活用した改修工事である。

このうち、外構工事において、地中障害のコンクリート塊等が掘り出されていたが、変更内訳書に処分費等を計上していなかったため、約490,000円の過小積算になっていた。

工事費の算出に当たっては、適正な積算を行われない。

(エ) 奥戸中学校内装改修その他工事（葛飾区細田一丁目6番1号 工期：令和7年5月27日から令和8年1月16日まで 契約金額127,556,000円）は経年劣化に伴う内装工事である。

このうち、ガードフェンス費を誤って計上していたため、約450,000円の過大積算になっていた。

工事費の算出に当たっては、適正な積算を行われたい。

(オ) 葛飾区立南奥戸小学校外壁改修（塗装）その他工事（葛飾区奥戸三丁目５番１号
工期：令和７年６月２４日から令和８年３月１３日まで 契約金額２８０，３９０，
０００円）は経年劣化に伴う塗装工事である。

このうち、ガードフェンス費を誤って計上していたため、約６００，０００円の過
大積算になっていた。

工事費の算出に当たっては、適正な積算を行われたい。

イ 工事履行期限を遵守すべきもの

（仮称）葛飾区柴又地域観光拠点施設改修工事（契約の概要は上記 ア（イ）に同じ）
は既存建築物を活用した改修工事である。

このうち、外壁及び庇の取り付けが建築計画通知書と相違していたため、再度、安
全確認の手続きにより、工事の完成が約８０日遅延した。

工事履行期限を遵守するよう指導、監督されたい。（営繕課）

ウ 工事の施工方法を適正に行うべきもの

葛飾区立常盤中学校屋内運動場解体工事（契約の概要は上記 ア（ア）に同じ）は中
学校の改築による屋内運動場解体工事である。

このうち、高所作業車を使用しバールにて、屋根の石綿含有材アスファルトルーフィ
ングの除去を行っていた。建築工事標準仕様書に基づき、原形のまま、手ばらしで除去
を行っていなかったため、飛散防止上の配慮が不十分であった。

仕様書等に基づき施工計画書の作成、除去を行うよう、指導、監督を行われたい。
（営繕課）

エ 工事の施工監理を適正に行うべきもの

葛飾区立南奥戸小学校外壁改修（塗装）その他工事（契約の概要は上記 ア（オ）に
同じ）は経年劣化に伴う塗装工事である。

このうち、特別教室棟の避難通路について、建築基準法及び仮設計画図に基づき、仮
設足場を設置する際、避難通路を確保していなかった。

避難通路の確保を監理、監督するとともに受注者に対し適正に指導、監督を徹底され
たい。（営繕課）

（２）土木工事

特になし

2 意見・要望事項

指摘とするまでには至らないが、是正や改善等が必要と思われる事例が見られたので、次のとおり意見・要望を付する。

(1) 建築工事

ア 工事費の積算を適正に行うべきもの（10件全て営繕課）

(ア) (仮称) 葛飾区子ども未来プラザ白鳥建設工事基本・実施設計業務委託について、委託書に雨水流出抑制施設設置の記載がなく、追加業務費を計上していなかったため、約260,000円の過小積算になっていた。

特記仕様書の作成及び委託費の算出に当たっては、適正な記載及び積算を行われない。

(イ) 葛飾区立常盤中学校屋内運動場解体工事について、石綿含有建材撤去における保護衣、保護具費を計上していなかったため、約240,000円の過小積算になっていた。

工事費の算出に当たっては、適正な積算を行われない。

(ウ) (仮称) 葛飾区柴又地域観光拠点施設改修工事について、植栽工事の積算内訳書について、樹木の支柱費を計上していなかったため、約38,000円の過小積算になっていた。

工事費の算出に当たっては、適正な積算を行われない。

(エ) (仮称) 葛飾区柴又地域観光拠点施設改修工事について、鉄骨の工場組立費の数量を誤って計上していたため、約160,000円の過小積算になっていた。

工事費の算出に当たっては、適正な積算を行われない。

(オ) (仮称) 葛飾区柴又地域観光拠点施設改修工事について、積算標準単価表に基づき、倉庫棟の仮設足場を算出する直接仮設工事費や土工事費を計上していなかったため、約8,000円の過小積算になっていた。

工事費の算出に当たっては、積算標準単価表に基づき適正な積算を行われない。

(カ) 葛飾区立二上小学校建築工事について、建具の箇所数を誤って計上していたため、約95,000円の過小積算になっていた。

工事費の算出に当たっては、適正な積算を行われない。

(キ) 葛飾区立二上小学校建築工事について、杭の組数を誤って計上していたため、約140,000円の過大積算になっていた。

工事費の算出に当たっては、適正な積算を行われたい。

(ク) 飯塚小学校トイレ改修その他工事について、ガードフェンス費を誤って計上していたため、約 240,000 円の過大積算になっていた。

工事費の算出に当たっては、適正な積算を行われたい。

(ケ) 亀有中学校トイレ改修その他工事について、無筋コンクリート破片及び有筋コンクリート破片の数量の合計を誤って計上していたため、約 47,000 円の過大積算になっていた。

工事費の算出に当たっては、適正な積算を行われたい。

(コ) 奥戸中学校内装改修その他工事について、仮設間仕切部の開き戸を誤って計上していたため、約 220,000 円の過大積算になっていた。

工事費の算出に当たっては、適正な積算を行われたい。

イ 工事の写真撮影を適正に行うべきもの

(仮称) 葛飾区柴又地域観光拠点施設改修工事について、工事記録写真撮影要領に基づき、仮設足場の組立、幅木等の状況写真を撮影していなかった。

要領に基づき工事写真撮影を行うよう、受注者に対し適切に指導されたい。

(営繕課)

(2) 土木工事

特になし

3 実地監査

令和８年度第１回工事監査実施計画に基づき実施した工事監査について、監査委員が実地監査をした結果は次のとおりである。

(１) 実施日及び実施箇所

令和８年５月２５日（月）

ア 小菅西公園スケートボード場設置工事

イ （仮称）葛飾区柴又地域観光拠点施設改修工事（昇降機設備含む）及び関連工事

（関連工事）

（ア）（仮称）葛飾区柴又地域観光拠点施設電気設備改修工事

（イ）（仮称）葛飾区柴又地域観光拠点施設給排水衛生設備改修工事

（ウ）（仮称）葛飾区柴又地域観光拠点施設空調設備改修工事

(２) 監査結果

ア 小菅西公園スケートボード場設置工事

本工事は、葛飾区スポーツ推進計画に掲げる「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」スポーツに取り組める環境整備の一環として、小菅西公園に本区初となるスケートボード場の新設整備を行ったものである。

工事主管課から整備の経緯や工事概要などの説明を受け、場内の各施設を視察した。４月のオープンから想定以上の来場があり、利用者に好評とのことも確認できた。また、本公園は、建物の屋上にあり、荷重の制約を受けるが、これをクリアするために構造物の中心部に発泡スチロールを利用するといった工夫が感じられた。

イ （仮称）葛飾区柴又地域観光拠点施設改修工事（昇降機設備含む）及び関連工事

本工事は、旧川甚新館を活用し、おもてなしや歴史と文化、人と人を繋ぎ、新たな交流を生み出す地域観光拠点施設として整備が行われた。

工事主管課から整備の経緯や工事概要について説明を受け、施設を視察し、概ね適切に工事が完了したことを確認した。

なお、北側正面出入り口から館内へ北風が吹き込む可能性があるため、風除対策等の対応が必要と思われる。また、館内の案内・展示については、物販コーナーが奥まっており、来館者に気づかれにくい状況である。サイン表示や動線誘導の工夫に加え、文化的景観の展示や地域ゆかりの人物・文学に関する情報発信に努めていきたい。

今後は、公園を含めた魅力的なコンテンツを活用して、柴又川甚まちなみ館への来訪を促進することが望ましい。

第3 まとめ

第1回工事監査は、施設部営繕課及び都市整備部道路建設課、道路補修課、公園課が行った主に令和7年度の工事等を対象に実施し、指摘とした事例は8件、意見・要望とした事例が11件であった。

【参考】昨年度結果との比較

評価	令和8年度 A	令和7年度 B	差引 A－B
指摘事項	8件	0件	8件
意見・要望事項	11件	9件	2件
計	19件	9件	10件

建築工事で指摘事項とした事例は、解体費の単価の誤り、設計時の詳細図と構造図の不整合、変更の処分費等の未計上、ガードフェンス費の積算ミスや屋根の石綿含有材の除去方法、工事履行期限の遵守、仮設足場の避難路の未確保に問題があった。

意見・要望事項とした事例では、設計業務委託の追加業務費、石綿含有建材撤去の保護衣費、樹木の支柱の未計上、積算標準単価表に基づかない算出、鉄骨の数量やガードフェンス費の積算の誤りが多数あり、仮設足場の状況写真の未撮影も見受けられた。

適正な設計・積算を行うために、設計図と積算内訳書の整合性、積算チェックリストの活用及び職員一人一人の技術力、知識の向上を図るとともに、組織一体となった若手職員の育成や技術的支援、効果的なチェック体制を強化して、同様事例の再発防止に努められたい。

また、土木工事では、指摘や意見・要望事項には至らないものの、設計図書に示された数値が完成図書のなかで確認できない事例が複数見受けられた。工事にあたっては、施工管理基準等に基づく適正な書類作成に努められたい。

各主管課においては、この報告書に記載されている事例を自らの事例として受け止め、今後の事務執行に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じ、工事関係業務の適正かつ効率的な執行に努められたい。

令和 8 年度第 1 回工事監査件名一覧

番号	工 事 等 件 名	工事主管課
1	(仮称) 葛飾区子ども未来プラザ白鳥建設工事基本・実施設計業務委託	営 繕 課
2	葛飾区立常盤中学校屋内運動場解体工事	営 繕 課
3	(仮称) 葛飾区柴又地域観光拠点施設改修工事	営 繕 課
4	(仮称) 葛飾区柴又地域観光拠点施設電気設備改修工事	営 繕 課
5	(仮称) 葛飾区柴又地域観光拠点施設給排水衛生設備改修工事	営 繕 課
6	(仮称) 葛飾区柴又地域観光拠点施設空調設備改修工事	営 繕 課
7	葛飾区立二上小学校建築工事	営 繕 課
8	葛飾区立二上小学校電気設備工事	営 繕 課
9	葛飾区立二上小学校給排水衛生設備工事	営 繕 課
10	葛飾区立二上小学校空調設備工事	営 繕 課
11	飯塚小学校トイレ改修その他工事	営 繕 課
12	亀有中学校トイレ改修その他工事	営 繕 課
13	堀切中学校トイレ改修工事	営 繕 課
14	堀切中学校水槽類改修その他工事	営 繕 課
15	葛飾区立堀切中学校外壁改修（塗装）その他工事	営 繕 課
16	水元中学校給排水衛生設備改修その他工事	営 繕 課
17	白鳥小学校給排水衛生設備改修その他工事	営 繕 課
18	奥戸中学校内装改修その他工事	営 繕 課
19	葛飾区立梅田小学校外壁改修（塗装）その他工事	営 繕 課
20	葛飾区立南奥戸小学校外壁改修（塗装）その他工事	営 繕 課
21	亀有四丁目無電柱化整備工事	道路建設課
22	都市計画道路補助第 284 号線（東新小岩北）整備（その 3）及び排水施設（その 4）工事	道路建設課
23	八剱橋橋梁架替（その 10）工事	道路補修課
24	堀切四季のみち道路改修（その 2）工事	道路補修課
25	かわばたコミュニティ通り道路改修（その 2）工事	道路補修課
26	西水元四丁目ほか道路修繕（舗装・L 形）工事	道路補修課
27	西水元四丁目ほか道路修繕（舗装・L 形）工事	道路補修課
28	新宿二丁目ほか道路修繕（舗装）工事	道路補修課
29	亀有さくら通り道路改修（その 4）工事	道路補修課

番号	工 事 等 件 名	工事主管課
30	立石さくら通り道路改修（その３）工事	道路補修課
31	西亀有四丁目歩道勾配改善（その２）工事	道路補修課
32	お花茶屋二丁目歩道勾配改善工事	道路補修課
33	通学路グリーンベルト等設置（その１）工事	道路補修課
34	柳田公園改修工事	公 園 課
35	亀有二丁目公園改修工事	公 園 課
36	東立石児童遊園改修工事	公 園 課
37	全国みどりと花のフェアかつしかメイン会場整備等工事	公 園 課
38	葛飾にいじゅくみらい公園等ほか照明改修（LED化）工事	公 園 課
39	小菅西公園スケートボード場設置工事	公 園 課
40	堀切水辺公園維持（便所更新）工事	公 園 課